

岡山県公報

発行
岡山県
岡山県岡山市内山下二丁目4番6号
定価 1箇月2,330円

主 要 目 次

規 則	
○岡山県笠岡陸上競技場条例施行規則の一部改正……………	四三
○岡山県土地改良財産の管理及び処分に関する条例施行規則の一部改正……………	四三
(以上県例規集登載)	
告 示	
○道路の区域変更……………	四三
○道路の供用開始……………	四四
○岡山県収入証紙売りさばき人の指定の取消……………	四四
○特定施設の設置許可申請……………	四四
○特定施設の構造等変更の許可申請……………	四五
○身体障害者手帳交付のための診断をする医師の指定及び辞退……………	四六
○身体障害者福祉法による更生医療を担当する医療機関の指定及び辞退……………	四六
○随意契約の相手方の決定……………	四九
○公募型指名競争入札の実施……………	四〇
議 会	
○岡山県議会委員会モニターテレビ視聴要綱の一部改正……………	四七
○岡山県議会委員会モニターテレビ視聴要綱の一部改正……………	四七
○平成十八年度岡山県教育委員会職員採用候補者選考試験の実施……………	四八
○岡山県道路公社……………	四八
○一般競争入札の実施……………	四九

規 則

●岡山県規則第九十四号
岡山県笠岡陸上競技場条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成十七年六月三日

岡山県知事 石 井 正 弘

岡山県笠岡陸上競技場条例施行規則の一部を改正する規則
岡山県笠岡陸上競技場条例施行規則（平成十六年岡山県規則第二百十二号）の一部を次のように改正する。
第十二条第二項第五号中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。
附 則
この規則は、公布の日から施行する。
●岡山県規則第九十五号
岡山県土地改良財産の管理及び処分に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成十七年六月三日
岡山県知事 石 井 正 弘
岡山県土地改良財産の管理及び処分に関する条例施行規則の一部を改正する規則
岡山県土地改良財産の管理及び処分に関する条例施行規則（昭和四十七年岡山県規則第二百六号）の一部を次のように改正する。
第二条中第六号を削り、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。
四 農道整備事業実施要綱（昭和五十二年四月十六日付け五十二構改D第二百三十九号（開））に基づいて行う農道環境整備事業
第二条第七号を次のように改める。
七 基幹水利施設補修事業実施要綱（平成七年四月一日付け七構改D第二百四十六号）に基づいて行う基幹水利施設補修事業
第二条中第八号を削り、第十二号を第十四号とし、第十一号を第十三号とし、第十号を第十二号とし、第九号を第八号とし、同号の次に次の三号を加える。
九 地域用水環境整備事業実施要綱（平成十二年三月二十四日付け十二構改D第二百六十八号）に基づいて行う地域用水環境整備事業
十 農村振興総合整備事業等実施要綱（平成十三年三月三十日付け十二農振第九百六十三号）に基づいて行う農村振興総合整備事業
十一 経営体育成基盤整備事業実施要綱（平成十五年四月一日付け十四農振第二千四百八十六号）に基づいて行う経営体育成基盤整備事業のうち土地改良法に基づかないもの
附 則
この規則は、公布の日から施行する。

告 示

●岡山県告示第三百八十四号
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成十七年六月三日

岡山県知事 石井正弘

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 藤戸早島線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
都窪郡早島町大字前潟字二ノ割一七八番二地 先から 都窪郡早島町大字前潟字船本一六三番地先まで	新	ハ・〇〇 二・〇	一五・〇	
都窪郡早島町大字前潟字二ノ割一七八番二地 先から 都窪郡早島町大字前潟字船本一六三番地先まで	旧	四・五〇 一三・〇	一五・〇	

●岡山県告示第三百八十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成十七年六月三日

岡山県知事 石井正弘

道路の種類	路線名	区	間	供用開始年月日
県道	藤戸早島線	都窪郡早島町大字前潟字二ノ割一七八番二地先から 都窪郡早島町大字前潟字船本一六三番地先まで		平成十七年六月三日

●岡山県告示第三百八十六号

岡山県財務規則（昭和六十一年岡山県規則第八号）第七十三条の規定により、平成十七年五月三十日付けで、次の岡山県収入証紙売りさばき人の指定を取り消した。
平成十七年六月三日

岡山県知事 石井正弘

売りさばき人		売りさばき場所
住 所	氏 名	
岡山県勝田郡勝央町岡一五番地の一五	勝英農業協同組合勝田支店 支店長 間田 謙	岡山県勝田郡勝央町岡一五番地の一五

●岡山県告示第三百八十七号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。
なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。
平成十七年六月三日

岡山県知事 石井正弘

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
名 称 クロキ株式会社
住 所 井原市西原町5560
氏 名 代表取締役 黒木 立志
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 クロキ株式会社染色センター
所在地 井原市井原町1番地

(3) 特定施設に関する事項

区 分	新 設		
種 類	19－ト 染色施設 1 基		
能 力	20m／分		
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに着手		
工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後2ヶ月		
使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後直ちに使用		
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	10時間		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに当該汚水等の通常の量及び最大の量	区 分	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	130	151
	P H	10～12	
	B O D (mg／ℓ)	130	165
	C O D (mg／ℓ)	145	192
	S S (mg／ℓ)	56	67
	油 分 (mg／ℓ)	10	15
	T－N (mg／ℓ)	10	15
	T－P (mg／ℓ)	1	3

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

変更なし。

(5) 排水口に関する事項

変更なし。

2 経覧の期間及び場所

(1) 期 間 平成17年6月3日から平成17年6月24日まで

(2) 場 所 岡山県生活環境部環境管理課及び井原市役所

●岡山県告示第308十八号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定により申請のあった特定施設の構造等変更の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果

果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり経覧に供する。
平成十七年六月三日

岡山県知事 石 井 正 弘

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
名 称 協同組合ウイングバレイ

住 所 総社市真壁1490番地

氏 名 理事長 難波 正義

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 協同組合ウイングバレイ西事業所

所在地 総社市久代1408－6

(3) 特定施設に関する事項

区 分	変 更 前	変 更 後	
種 類	74 特定事業場から排出される水の処理施設	74 特定事業場から排出される水の処理施設	
能 力	1,050 m ³ /日	同 左	
工 事 着 手 予 定 年 月 日	既 設	-	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		-	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		許可後	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	24時間	同 左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水の通常の値及び最大の値並びに当該汚水等の通常の値及び最大の量	区 分	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	630	1,000
	P H	6.0～7.5	
	BOD (mg/ℓ)	5	6
	COD (mg/ℓ)	6	8
	S S (mg/ℓ)	10	12
	油 分 (mg/ℓ)	1	2
	T-N (mg/ℓ)	3	4
T-P (mg/ℓ)	2	3	

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

区分	変更に前	変更後
種類	工程系排水処理施設	
型式	凝集沈殿方式＋ばっ気方式＋砂ろ過方式＋活性炭吸着方式	
構造	RC造円形＋RC造角形＋地上式鉄塔	
主 要 寸 法	9.0φ×3.0H (m) 1基 7.0L×5.1W×3.7H (m) 2基 7.0L×3.2W×5.7H (m) 1基 1.3φ×3.0H (m) 1基 2.4φ×2.4H (m) 1基 1.7φ×8.0H (m) 1基	
能力	1,050 m ³ /日	
処 理 の 方 式	凝集沈殿＋ばっ気＋砂ろ過＋活性炭吸着	
工事着手予定年月日	-	
工事完成予定年月日	-	
使用開始予定年月日	既設	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	24時間	
使用時における当該施設における汚水等の処理前後の汚水等の値並びに当該汚水等の最大値及び通常の値	処 理 前	処 理 後
	通 常	通 常
	最 大	最 大
	6～8.5	6～7.5
	BOD (mg/ℓ)	70
	COD (mg/ℓ)	40
	SS (mg/ℓ)	140
同 左	油 分 (mg/ℓ)	90
	T-N (mg/ℓ)	20
	T-P (mg/ℓ)	15
	660	1,030

(5) 排水口に関する事項

排水口番号	黒谷川放流口 (No.1)			
	区	分	変更前	変更後
水量 (m³/H)	通常	最大	通常	最大
	1,030	1,650	1,060	1,680
P H	6.0~7.5			
BOD (mg/ℓ)	5	6	同左	
COD (mg/ℓ)	6	8		
S S (mg/ℓ)	10	12		
油 分 (mg/ℓ)	1	2		
T-N (mg/ℓ)	3	4		
T-P (mg/ℓ)	2	3	< 0.005	
Pb (mg/ℓ)		ND		
Cu (mg/ℓ)		0.5		
Zn (mg/ℓ)		0.5		

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期 間 平成17年6月3日から平成17年6月24日まで
(2) 場 所 岡山県生活環境部環境管理課及び総社市役所

●岡山県告示第三百八十九号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する身体障害者手帳の交付のための診断をする医師を平成十七年五月十七日次のとおり指定した。
また、同項の指定を受けた次の医師について、身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

平成十七年六月三日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 指定した医師
指定医師名

診療科目

医療機関の名称

所在地

平 山 昇 求
源 寛 二
渡 邊 誠
坂 手 洋 二
中 村 貴 士
内 田 健 介
福 島 達 夫
渡 邊 一 彦
橋 詰 博 行

肢体不自由
呼吸器、膀胱・直腸、小腸
呼吸器
膀胱・直腸
視覚
肢体不自由
腎臓
呼吸器
肢体不自由

やまてクリニック
玉野市立玉野市民病院
医療法人平野同仁会 津山第一病院
" " " " " "
医療法人長光会 長島病院
医療法人井口会 総合病院落合病院
財団法人津山慈風会 津山中央病院
" " " " " "
医療法人社団清和会 笠岡第一病院

総社市岡谷二二一六
玉野市宇野二丁目三番一号
津山市中島四三八
" " " " " "
赤磐郡瀬戸町瀬戸四〇一
真庭市落合垂水二五一
津山市川崎一七五六番地
" " " " " "
笠岡市横島一九四五

二 指定を辞退した医師
指定医師名

診療科目

医療機関の名称

所在地

須田 学

膀胱・直腸、小腸

玉野市立玉野市民病院

玉野市宇野二丁目三番一号

浦上 征男

肢体不自由

赤磐医師会病院

赤磐市下市一八七一一

島田 百利三

肢体不自由、心臓、腎臓

井原市立井原市民病院

井原市井原町一一八六

生田 陽彦

肢体不自由

医療法人井口会 総合病院落合病院

真庭市落合垂水二五一

奈賀 卓司

膀胱・直腸、小腸

医療法人 平病院

和気郡和気町尺所四三八番地

古川 惣一郎

整形外科

財団法人津山慈風会

津山市川崎一七五六番地

松本 寛

肢体不自由、心臓、腎臓、呼吸器、小腸

津山中央病院

●岡山県告示第三百九十号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十九条の二第一項の規定による更生医療を担当する医療機関を、次のとおり指定した。
また、同項の指定を受けた次の医療機関について、同条第三項の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

平成十七年六月三日

一 指定した医療機関

名称

所在地

パストラーレ瀬戸薬局

赤磐郡瀬戸町沖二七三―四

ファーマシーしおかぜ薬局

笠岡市二番町二―一

のぞみ薬局中島店

津山市中島四二六―一

きたぞの薬局津山第一病院前店

笠岡市五番町五―三四

ココ薬局

笠岡市五番町五―三四

二 指定を辞退した医療機関

名称

所在地

こぐま薬局

赤磐市周匝七一五―一

調剤

辞退する医療の種類

担当する医療の種類

調剤

指定年月日

調剤

平成十七年六月二日

調剤

調剤

調剤

調剤

調剤

調剤

公 告

（三）地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成十七年政令第三百七十二号。以下「政令」という。）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり契約者等を決定した。

平成十七年六月三日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 特定役務の名称

電子計算組織（端末装置を含む。）の賃貸借

二 担当する課等の名称及び所在地

企画振興部情報政策課

岡山市内山下二丁目四番六号

三 契約の相手方を決定した日

平成十七年四月一日

四 契約の相手方の氏名及び住所

株式会社日立製作所中国支社

広島市中区袋町五番二五号

五 契約金額

三八九、一一二、五三二円（うち消費税額及び地方消費税の額一八、五二九、一六八円）

六 契約の相手方を決定した手続（契約方法）

随意契約

七 随意契約の理由

政令第十条第一項第二号に該当するため

(三三) 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十四条第一項の規定により一般国道三七四号湯郷第二トンネル(仮称)工事に係る指名競争入札を実施するので、参加を希望する者から、次のとおり公募型指名競争入札参加申請書、施工実績調査及び配置予定技術者調査(以下「技術資料」という。)の提出を求める。

平成十七年六月三日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 工事の概要

1 工事名

一般国道三七四号湯郷第二トンネル(仮称)工事

2 工事場所

岡山県美作市中山地内

3 工事概要

一般国道三七四号に計画されている湯郷第二トンネル(仮称)を建設する。

(1) 道路トンネル 延長 二八七・〇メートル

幅員 七・〇(一・一・〇)メートル

内空断面 六七・七平方メートル

縦断勾配 三・〇パーセントの下り

(2) 地形等 計画ルートは、東西にのびた尾根部を貫く。

(3) 地質等 火山礫凝灰岩、頁岩

(4) 地山等級(掘削)区分 C級九メートル、D級一八九メートル

(5) 工法 NATM工法

4 工期

この入札により締結する契約に係る岡山県議会の議決のあった日から平成十九年三月三十日まで

二 技術資料の提出ができる者の資格

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

1 共同企業体のすべての構成員が、次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の十一第一項において準用する同令第六十七條の四に規定する者でないこと。

(2) 岡山県建設工事請負契約入札参加資格審査要領(平成九年岡山県告示第二百五十八号。以下「審査要領」という。)第七條の規定により入札参加資格を有すると認められる者であること。

(3) 技術資料の提出期限日において、岡山県知事から建設工事等入札参加資格に係る指名停止を受けていないこと。

(4) 審査要領第六條第一項に規定する入札参加資格審査の土木一式工事の級別業者の格付けがAAであること。

(5) 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)第三條第一項の規定による特定建設業の許可(土木一式工事に係るものに限る。)を有していること。

(6) 岡山県内に法第三條第一項に規定する営業所(以下「営業所」という。)を有していること。

(7) 当該共同企業体への出資比率が三十パーセント以上であること。

(8) 一に掲げる工事(以下「本件工事」という。)について二以上の共同企業体の構成員となっていないこと。

(9) 本件工事の工事現場に監理技術者を専任で配置できること。

2 共同企業体の代表者が、次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

(1) 公益法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律(平成十五年法律第九十六号)第二條の規定による改正(以下「改正」という。)前の法第二十七條の二十三第一項に規定する経営事項審査(審査基準日が、平成十五年八月一日から平成十六年七月三十一日までのものに限る。)(以下「経営事項審査」という。)(土木一式工事の総合数値が一、四〇〇点以上であること。又は、改正後の法第二十七條の二十三第一項に規定する経営事項審査の土木一式工事の総合数値が一、四〇〇点以上であること。

(2) 平成七年度以降に、元請負人として、日本国内において道路トンネルをNATM工法により施工した実績を有すること。なお、共同企業体の構成員としての実績は、当該共同企業体への出資比率が二十パーセント以上の場合のものに限る。

(3) 1の(9)により配置する監理技術者が、平成七年度以降に、日本国内においてNATM工法による道路トンネル工事の経験を有している者であること。

三 技術資料作成要領の交付期間、交付場所及び交付方法

1 交付期間

平成十七年六月三日から同月十日までの午前九時から午後四時までとする。ただし、県の休日(岡山県の休日を定める条例(平成元年岡山県条例第二号)第一條第一項に規定する休日という。)を除く。

2 交付場所及び交付方法

美作市入田二九一番二号

岡山県美作市入田二九一番二号

電話番号〇八六八七二一〇九一一 内線三三三三

1の期間内に直接受け取ることを。

四 技術資料の提出期間、提出場所及び提出方法

1 提出期間

平成十七年六月十三日及び同月十四日の午前九時から午後四時までとする。

2 提出場所及び提出方法

三の2の場所に持参すること。

五 契約の締結

この工事の請負契約の締結に当たっては、議会の議決を経なければならない契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年岡山県条例第二号）第二条の規定により、岡山県議会の議決を要するため、落札決定後は仮契約を締結し、当該議決を経たときに本契約が成立することとなる。ただし、落札者決定から岡山県議会の議決を経るまでの間に、共同企業体の構成員が、岡山県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成十三年岡山県告示第四百四号）に基づく指名停止等の措置を受けたとき、又は法第二十八条第三項若しくは第五項の規定による営業停止の処分を受けたときは、仮契約を締結しないこと又は締結した仮契約を解除することがある。

六 その他

- 1 提出された技術資料に虚偽の記載をした者は、本件工事の指名業者としないこととする。また、指名停止措置を行うことがある。
- 2 技術資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- 3 提出された技術資料は、返却しない。
- 4 当該手続に関する問い合わせ場所
三の2の場所

（三三） 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条第一項の規定により一般国道四二九号旭二号トンネル（仮称）工事に係る指名競争入札を実施するので、参加を希望する者から、次のとおり公募型指名競争入札参加申請書、施工実績調書及び配置予定技術者調書（以下「技術資料」という。）の提出を求める。

平成十七年六月三日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 工事の概要

1 工事名

一般国道四二九号旭二号トンネル（仮称）工事

2 工事場所

岡山県久米郡美咲町江与味地内

3 工事概要

一般国道四二九号に計画されている旭二号トンネル（仮称）を建設する。

(1) 道路トンネル 延長 二九三・〇メートル

幅員 六・五（九・〇）メートル

内空断面 五一・五平方メートル

縦断勾配 三・〇パーセントの上り

(2) 地形等 計画ルートは、東西にのびた尾根部を貫く。

(3) 地質等 泥質片岩

(4) 地山等級（掘削）区分 C級一二六メートル、D級一二七メートル

(5) 工法 NATM工法

4 工期

この入札により締結する契約に係る岡山県議会の議決のあった日から平成十九年

三月三十日まで

二 技術資料の提出ができる者の資格

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限り。）とする。

1 共同企業体のすべての構成員が、次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の十一第一項において準用する同令第六十七條の四に規定する者でないこと。

(2) 岡山県建設工事請負契約入札参加資格審査要領（平成九年岡山県告示第二百五十八号。以下「審査要領」という。）第七条の規定により入札参加資格を有すると認められる者であること。

(3) 技術資料の提出期限日において、岡山県知事から建設工事等入札参加資格に係る指名停止を受けていないこと。

(4) 審査要領第六條第一項に規定する入札参加資格審査の土木一式工事の級別業者の格付けがAAであること。

(5) 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第一項の規定による特定建設業の許可（土木一式工事に係るものに限り。）を有していること。

(6) 岡山県内に法第三条第一項に規定する営業所（以下「営業所」という。）を有していること。

(7) 当該共同企業体への出資比率が三十パーセント以上であること。

(8) 一に掲げる工事（以下「本件工事」という。）について二以上の共同企業体の構成員となっていないこと。

(9) 本件工事の工事現場に監理技術者を専任で配置できること。

2 共同企業体の代表者が、次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

(1) 公益法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律（平成十五年法律第九十六号）第二条の規定による改正（以下「改正」という。）前の法第二十七條の二十三第一項に規定する経営事項審査（審査基準日が、平成十五年八月一日から平成十六年七月三十一日までのものに限る。）（以下「経営事項審査」という。）の土木一式工事の総合数値が一、四〇〇点以上であること。又は、改正後の法第二十七條の二十三第一項に規定する経営事項審査の土木一式工事の総合数値が一、四〇〇点以上であること。

(2) 平成七年度以降に、元請負人として、日本国内において道路トンネルをNATM工法により施工した実績を有すること。なお、共同企業体の構成員としての実績は、当該共同企業体への出資比率が二十パーセント以上の場合のものに限る。

(3) 1の(9)により配置する監理技術者が、平成七年度以降に、日本国内においてNATM工法による道路トンネル工事の経験を有している者であること。

三 技術資料作成要領の交付期間、交付場所及び交付方法

1 交付期間

平成十七年六月三日から同月十日までの午前九時から午後四時までとする。ただし、県の休日（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する休日をいう。）を除く。

2 交付場所及び交付方法

津山市山下五三

岡山県美作県民局建設部工務第二課第二班

電話番号〇八六八―二三―二二二一 内線四五九

1の期間内に直接受け取ることを。

四 技術資料の提出期間、提出場所及び提出方法

1 提出期間

平成十七年六月十三日及び同月十四日の午前九時から午後四時までとする。

2 提出場所及び提出方法

三の2の場所に持参すること。

五 契約の締結

この工事の請負契約の締結に当たっては、議会の議決を経なければならない契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年岡山県条例第二号）第二条の規定により、岡山県議会の議決を要するため、落札決定後は仮契約を締結し、当該議決を経たときに本契約が成立することとなる。ただし、落札者決定から岡山県議会の議決を経るまでの間に、共同企業体の構成員が、岡山県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成十三年岡山県告示第四百四号）に基づく指名停止等の措置を受けたとき、又は法第二十八条第三項若しくは第五項の規定による営業停止の処分を受けたときは、仮契約を締結しないこと又は締結した仮契約を解除することがある。

六 その他

1 提出された技術資料に虚偽の記載をした者は、本件工事の指名業者としないこととする。とともに、指名停止措置を行うことがある。

2 技術資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

3 提出された技術資料は、返却しない。

4 当該手続に関する問い合わせ場所

三の2の場所

（三） 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成十七年六月三日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

玉野市八浜町見石字落段六四八―三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

玉野市八浜町見石七七〇

松本 佳久

松本 知恵

三 許可番号

岡山県指令建指第六五号

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

玉野市用吉字丸田一四九八―三、一四九九―三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

玉野市用吉三六四

波多野勝利

波多野百合子

三 許可番号

岡山県指令建指第七六号

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市金井戸字東鴻崎四四九―一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市福井一五―三

伊達 昌司

三 許可番号

岡山県指令建指第七八五号

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

玉野市八浜町波知字北下畠一九〇―一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

玉野市八浜町八浜六四三―六

廣田 和彦

三 許可番号

岡山県指令建指第六三三号

（三） 平成十七年度宅地建物取引主任者資格試験の実施について、次のとおり通知があった。

平成十七年六月三日

岡山県知事 石 井 正 弘

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第十六条の二第一項の規定による岡山県知事の委任に係る平成十七年度宅地建物取引主任者資格試験を次のとおり実施する。

平成十七年六月三日

財団法人不動産適正取引推進機構

一 試験の日時

平成十七年十月十六日（日曜日）午後一時から午後三時まで。ただし、宅地建物取引業法第十六条第三項の規定により、国土交通大臣の登録を受けた者が行う講習を受講し修了試験に合格した者で、試験の一部免除を受けようとするもの（宅地建物取引業法施行規則（昭和三十三年建設省令第十二号）第十条の五第六号に規定する登録講習修了者。（以下「登録講習修了者」という。））については、午後一時十分から午後三時まで

二 試験の場所

受験申込書の受付の際に指定する。

三 試験の内容

1 内容

おおむね次の事項について行う。ただし、登録講習修了者については、(1)及び(5)に掲げる事項に関する問題を免除する。

- (1) 土地の形質、地積、地目及び種別並びに建物の形質、構造及び種別に関すること。
- (2) 土地及び建物についての権利及び権利の変動に関する法令に関すること。
- (3) 土地及び建物についての法令上の制限に関すること。
- (4) 宅地及び建物についての税に関する法令に関すること。
- (5) 宅地及び建物の需給に関する法令及び実務に関すること。
- (6) 宅地及び建物の価格の評定に関すること。
- (7) 宅地建物取引業法及び同法の関係法令に関すること。

2 出題法令

平成十七年四月一日現在施行されている法令による。

四 試験の方法及び出題数

1 方法

四肢択一式の筆記試験による。

2 出題数

五十問。ただし、登録講習修了者については、四十五問とする。

五 受験資格

年齢、性別、学歴等に関係なく、だれでも受験することができる。

六 試験案内のインターネットへの掲載

1 掲載期間

平成十七年六月十七日（金曜日）から同年七月二十五日（月曜日）まで

2 掲載場所

財団法人不動産適正取引推進機構のホームページ（<http://www.reio.or.jp>）

七 試験案内及び受験申込書の配布（郵送による申込みの場合に限る。）

1 配布期間

平成十七年七月一日（金曜日）から同月二十九日（金曜日）まで（ただし、土曜

日、日曜日及び休日を除く。）

2 配布場所

社団法人岡山県総合協力事業団
岡山県土木部都市局建築指導課
岡山県庁県民室、各県民局及び県民局支局
岡山県内各市町村
社団法人岡山県不動産協会
社団法人岡山県宅地建物取引業協会

八 受験手数料

七千円

1 郵送による受験申込みの場合

受験申込前に、所定の郵便振替用紙により、郵便局又は財団法人不動産適正取引推進機構が指定する銀行預金口座に払い込むこと。なお、払込手数料は、本人の負担とする。

2 インターネットによる受験申込みの場合

財団法人不動産適正取引推進機構が指定したクレジットカード又はコンビニエンスストアで納入すること。なお、事務手数料は、本人の負担とする。

九 郵送による受験申込書の受付

1 受験申込書の受付期間

平成十七年七月一日（金曜日）から同月二十九日（金曜日）までの消印があるものに限り受け付ける。

2 受験申込書の郵送先

社団法人岡山県総合協力事業団（岡山市内山下二丁目三番七号）あて、簡易書留郵便又は配達記録郵便で申し込むこと。

3 提出書類

(1) 受験申込書（受験手数料納入済を証する郵便振替払込受付証明書をはったもの）

(2) 写真一枚（受験申込前六月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、無背景で縦四・五センチメートルから五センチメートルまで、横三・五センチメートルから五センチメートルまでの間の大きさのもの）

(3) 登録講習修了者については、前記(1)及び(2)に加えて登録講習修了者証（修了試験合格年月日が試験実施日前三年以内のものに限る。）

十 インターネットによる受験申込み

1 申込期間

平成十七年七月一日（金曜日）午前九時三十分から同月十四日（木曜日）午後九時五十九分まで

2 申込方法

(1) 財団法人不動産適正取引推進機構のホームページ（<http://www.reio.or.jp>）にアクセスし、受験申込画面において必要な事項（登録講習修了者について

は、登録講習修了者証明書（修了試験合格年月日が試験実施日前三年以内のものに限る。）に記載されている登録講習機関の登録番号及び修了番号を含む。）を
入力すること。
(2) 写真ファイル（受験申込前六月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、無背
景のものでJPEG形式のもの）を添付すること。

十一 合格発表

1 発表の期日

平成十七年十一月三十日（水曜日）

2 発表の方法

社団法人岡山県総合協力事業団及び岡山県土木部都市局建築指導課での合格者一
覧表の掲示並びに合格者本人への合格証書の送付により行う。

十二 試験に関する問い合わせ先

社団法人岡山県総合協力事業団

電話番号（〇八六）二三二一―一三二五

(三三) 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第一項の規定によ
り、次のとおり土地改良事業の施行に伴う工事が完了した旨の届出があった。

平成十七年六月三日

事業主体

事業主体	地区名	工 種	完了年月日
光南台土地改良区	小名郷本線9号	かんがい排水	一七・三・一八
岡山市浦安土地改良区	西町8番農道	農道舗装	三・三一

(三七) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第四十
一条の規定による狩猟免許試験を次のとおり行う。

平成十七年六月三日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 試験日時及び場所

期 日	開始時刻	場 所
平成十七年七月二十八日	午前九時三十分	津山市大田九二〇 グリーンヒルズ津山 リージョンセ ンター 電話（〇八六八）二七七一五〇
平成十七年八月三十日	午前九時三十分	岡山市御津字垣一六二九 御津文化センター 電話（〇八六七）二四一七一

二 試験内容

試験は、次の事項について行う。

1 狩猟について必要な適性

三 受験資格

次に掲げる者以外の者とする。

- 1 二十歳に満たない者
- 2 精神分裂病、そううつ病、てんかん又は自己の行為の是非を判別し、若しくはそ
の判別に従って行動する能力を失わせ、若しくは著しく低下させる病状を呈する病
気にかかっている者
- 3 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- 4 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著
しく低い者
- 5 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律又は同法に基づく命令の規定に違反し
て、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくな
った日から三年を経過しない者
- 6 狩猟免許を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者（当該取消しに
係る種類の狩猟免許に限る。）

四 受験手続

1 受験希望者は、一に掲げるいずれの場所でも受験することができる。

2 受験希望者は、所定の狩猟免許申請書に必要事項を記入の上、試験日の十日前ま
でに受験しようとする場所を管轄する県民局長に提出すること。

3 狩猟免許申請書には、次のものを添付すること。

- (1) 受験希望者が銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一
項第一号の規定による許可を現に受けていない場合は、三の2、3及び4に該当
しない旨の医師の診断書一通
- (2) 申請前六箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・六
センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真（裏面に氏名、撮影年月
日を記入したもの）一枚
- (3) 狩猟免許手数料五千三百円相当（現に受験しようとする狩猟免許以外の狩猟免
許を受けている者は、四千円相当）の岡山県収入証紙
- (4) 郵便切手をはり付け、あて名及びあて先を明記した返信用封筒一通

4 狩猟免許申請書を受理した場合は、受験票を交付する（受験票は、試験当日必ず
持参すること。）。

その他

五

1 狩猟免許申請書を郵送する場合は、封筒の左下に「狩猟免許申請書」と朱書する
こと。

2 狩猟免許申請書は、最寄りの県民局農林水産事業部森林課に請求すること。

3 問い合わせ先

岡山市内山下二四一六	電話 (〇八六) 二三六―七三二〇
岡山県生活環境部自然環境課	
岡山市弓之町六一一	電話 (〇八六) 二三三―九八三三
備前県民局農林水産事業部森林課	
津山市山下五三	電話 (〇八六八) 二三一―一三八四
美作県民局農林水産事業部森林課	

(三六) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第五十一条第二項及び第四項の規定による狩猟免許の更新に係る適性試験及び講習を次のとおり行う。

平成十七年六月三日

一 適性試験及び講習の日時及び場所
岡山県知事 石 井 正 弘

期 日	開始時刻	場 所
平成十七年七月二十九日	午前九時	岡山市御津字垣一六二九 御津文化センター 電話 (〇八六七) 二四一―七二二
平成十七年八月五日	午前九時三十分	津山市大田九二〇 グリーンヒルズ津山 リージョンセンター 電話 (〇八六八) 二七―七二五〇
平成十七年八月十日	午前九時三十分	吉備郡真備町箭田四〇一 マーヒールふれあいセンター 電話 (〇八六六) 九八―九二一一

二 適性試験及び講習の内容

1 適性試験は、狩猟について必要な適性について行う。

2 講習は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令、鳥獣の判別及び猟具の取扱について行う。

三 狩猟免許の更新資格

平成十四年度に狩猟免許を受けた者。ただし、他の狩猟免許を有する場合は、他の未だ有効期間が満了しない免許も繰り上げて更新することができる。

四 狩猟免許の更新の手続

1 更新希望者は、一に掲げるいずれの場所でも適性試験及び講習を受けることができる。

2 更新希望者は、所定の狩猟免許更新申請書に必要事項を記入の上、適性試験及び講習の日の十日前までに適性試験及び講習を受けようとする場所を管轄する県民局長に提出すること。

3 狩猟免許更新申請書には、次のものを添付すること。

- (1) 更新希望者が銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けていない場合は、精神分裂病、そううつ病、てんかん若しくは自己の行為の是非を判別し、若しくはその判別に従って行動する能力を失わせ、若しくは著しく低下させる病状を呈する病気にかかっている者、麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤の中毒者又は自己の行為の是非を判別し、若しくはその判別に従って行動する能力がなく、若しくは著しく低い者でない旨の医師の診断書一通
 - (2) 申請前六箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・六センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真（裏面に氏名、撮影年月日を記入したもの）一枚
 - (3) 狩猟免許更新手数料二千九百円相当の岡山県収入証紙
 - (4) 郵便切手をはり付け、あて名及びあて先を明記した返信用封筒一通
- 4 狩猟免許更新申請書を受理した場合は、受験票を交付する（受験票は、適性試験及び講習の当日必ず持参すること。）。

五 その他

1 狩猟免許更新申請書を郵送する場合は、封筒の左下に「狩猟免許更新申請書」と朱書すること。

2 狩猟免許更新申請書は、最寄りの県民局農林水産事業部森林課に請求すること。

3 問い合わせ先

岡山市内山下二四一六 岡山県生活環境部自然環境課	電話 (〇八六) 二三六―七三二〇
岡山市弓之町六一一 備前県民局農林水産事業部森林課	電話 (〇八六) 二三三―九八三三
倉敷市羽島一〇八三 備前県民局農林水産事業部森林課	電話 (〇八六) 四三四―七〇六一
津山市山下五三 美作県民局農林水産事業部森林課	電話 (〇八六八) 二三一―一三八四

(三六) 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十七年六月三日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- 名称 天満屋ハピータウン児島店
所在地 倉敷市児島駅前二丁目三五番ほか
- 2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名
(1) 名称 株式会社天満屋ストア
住所 岡山市岡町一三番一六号
代表者の氏名 代表取締役社長 高原 弘志
名称 協同組合トピア
住所 倉敷市児島駅前二丁目三五番
代表者の氏名 代表理事 藤本十七三
- 3 変更事項
(変更前)
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻 午前十時
(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻 午後八時
(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前九時三十分から午後八時三十分まで
(変更後)
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻 午前九時
(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻 午後十時
(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前八時三十分から午後十時三十分まで
- 4 変更年月日
平成十七年五月二十七日
届出年月日
平成十七年五月二十六日
- 二 縦覧の期間及び場所
平成十七年五月二十六日
- 三 縦覧の期間
平成十七年六月三日から平成十七年十月三日まで
- 2 縦覧の場所
岡山県産業労働部経営支援課及び倉敷市経済局産業労働部産業振興課
- 一 届出事項の概要
1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 生活協同組合おかやまコープ コープ鴨方
所在地 浅口郡鴨方町鴨方一五二四一ー一ほか
2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名
名称 生活協同組合おかやまコープ
住所 岡山市奉還町一丁目七番七号
代表者の氏名 理事長 吉永 紀明
- 3 変更事項

- (変更前)
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻 午前十時
(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前九時三十分から午後九時三十分まで
(変更後)
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻 午前九時
(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前八時三十分から午後九時三十分まで
- 4 変更年月日
平成十七年六月一日
- 二 届出年月日
平成十七年五月二十七日
- 三 縦覧の期間及び場所
1 縦覧の期間
平成十七年六月三日から平成十七年十月三日まで
- 2 縦覧の場所
岡山県産業労働部経営支援課
- 一 届出事項の概要
1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 生活協同組合おかやまコープ コープ築港
所在地 岡山市築港元町一四一ー一ほか
2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名
名称 三井製糖株式会社
住所 東京都中央区日本橋本町二丁目八番二号
代表者の氏名 代表取締役 上野 榮枝
- 3 変更事項
(変更前)
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻 午前十時
(変更後)
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻 午前九時
- 4 変更年月日
平成十七年六月一日
- 二 届出年月日
平成十七年五月二十七日
- 三 縦覧の期間及び場所
1 縦覧の期間
平成十七年六月三日から平成十七年十月三日まで
- 2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び岡山市役所経済局商工観光部地域産業課

(三〇) 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりであり、同条第三項の規定により、これらの意見を縦覧に供する。

平成十七年六月三日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 生活協同組合おかやまコープ コープ倉敷北

所在地 倉敷市宮前三八

二 意見の概要

市町村から聴取した意見

意見なし

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成十七年六月三日から平成十七年七月三日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 生活協同組合おかやまコープ コープ林田

所在地 津山市林田一一七―二ほか

二 意見の概要

市町村から聴取した意見

意見なし

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成十七年六月三日から平成十七年七月三日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルネ・津山

所在地 津山市新魚町一七番地一ほか

二 意見の概要

市町村から聴取した意見

駐車場が台数減少となるが、外部駐車場に余裕があり、混雑等による周辺地域生活環境への影響はないと見られる。

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成十七年六月三日から平成十七年七月三日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 山陽マルナカ金光店

所在地 浅口郡金光町大字占見新田五二一番一ほか

二 意見の概要

市町村から聴取した意見

意見なし

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成十七年六月三日から平成十七年七月三日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 岡山ネオポリスショッピングセンター

所在地 赤磐市桜が丘東五丁目五―二七九

二 意見の概要

市町村から聴取した意見

意見なし

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成十七年六月三日から平成十七年七月三日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

議 会

◎岡山県議会告示第二号

岡山県議会委員会モニターテレビ視聴要綱(平成十二年岡山県議会告示第三号)の一部を次のように改正する。

平成十七年六月三日

岡山県議会議長 小 枝 英 勲

第九条第一項第四号中「携帯電話」を削る。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

教育委員会

●岡山県教育委員会公告

平成十八年度岡山県教育委員会職員（司書）採用候補者選考試験を次のとおり実施する。

平成十七年六月三日

岡山県教育委員会

一 試験の目的

この試験は、平成十八年度岡山県教育委員会職員（司書）採用の選考資料とするために実施する。

二 採用職種

司書

三 採用予定人員

若干名

四 職務内容

県立学校、岡山県立図書館等において司書の業務に従事する。

五 受験資格

昭和五十二年四月二日から昭和六十一年四月一日までに生まれた者で、司書の資格を有するもの又は平成十八年三月末日までに取得見込みのもの。ただし、次のいずれかに該当する者は、受験することができない。

1 日本の国籍を有しない者

2 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十六条各号のいずれかに該当する者

六 受験申込み

1 受付期間

平成十七年六月十三日（月曜日）から同月二十四日（金曜日）まで。なお、郵送の場合は、同日までの消印があるものは受け付ける。

2 提出書類

- (1) 受験申込書（所定の様式による。）
- (2) 受験票（所定の様式による。）

3 受付場所

岡山県教育庁総務課人事班

（〒七〇〇一八五七〇 岡山市内山下二丁目四番六号）

（電話（〇八六）二二六―七五六八 直通）

4 受験票の交付

受験票の裏面にあて先を明記し、必ず五十円切手をはり付けること。

受験票は、受付締切後、平成十七年六月三十日（木曜日）頃発送するが、同年七月五日（火曜日）を過ぎても受験票が届かない場合は、岡山県教育庁総務課まで連絡すること。

七 試験の方法

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験合格者について行う。

1 第一次試験

(1) 一般教養試験（択一式）

(2) 専門試験（択一式及び記述式）

(3) 面接

2 第二次試験

(1) 適性検査

(2) 口述試験

(3) 小論文

八 試験の日時及び場所

1 第一次試験 平成十七年七月九日（土曜日）九時から十六時三十分まで

岡山県教育センター（岡山市古京町二丁目二番一四号）

2 第二次試験 第一次試験の合格者に対して別に通知する日時及び場所

九 合格者の発表

第一次試験については平成十七年七月下旬に、第二次試験については同年八月下旬に、合格者に対して直接通知する。

十 受験申込書の請求先

受験申込書は、岡山県教育庁総務課人事班において交付する。なお、郵便で受験申込書を請求する場合は、あて先明記の返信用封筒（定形の場合は、九十円切手をはり付けたもの）を同封のこと。また、岡山県教育委員会ホームページからもダウンロードすることができる。

十一 採用及び採用後の給与

1 採用

合格者は、原則として平成十八年四月一日付けで採用する。

2 給与

給料月額は、大学卒一七七、四〇〇円で、このほか諸手当（扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等）を支給する。（平成十七年四月の採用者の場合）

十二 その他

1 申込書の記載内容が事実と相違する場合は、合格を取り消すことがある。

2 身体等の事情により、受験に際して特に配慮を必要とする場合は、受験申込み時に連絡すること。

3 受験手続その他の詳細については、岡山県教育庁総務課に問い合わせること。

岡山県道路公社

●岡山県道路公社公告第二号

岡山県道路公社の保有地の売払いに係る一般競争入札を次のとおり実施する。

平成十七年六月三日

一 入札に付する事項

岡山県道路公社理事長 島 津 義 昭

契約種別	所 在	地目又は構造	面積(平方メートル)	予定価格(最低売払価格)	物 件	説 明	入 札 の 日 時	及 び 場 所
土地売払い契約	岡山市西大寺五明三二七番一外六筆	宅地	一五、二二・三六	三九六〇〇〇、〇〇〇円	平成十七年六月十日(金)午前十時	岡山市藩山町一番二〇号岡山県開発公社ビル五階会議室	平成十七年六月二十四日(金)午前十一時	岡山市藩山町一番二〇号岡山県開発公社ビル五階会議室

備考 本件土地には、建物、植栽等の定着物及び附属物を含む。

二 入札参加者の資格

日本国内に事務所又は事業所を有する法人及び日本国内に住所を有する個人。ただし、次に掲げる者は除く。

- 1 岡山県土地開発公社、岡山県住宅供給公社、岡山県道路公社又は財団法人岡山県開発公社で財産に関する事務に従事する者
- 2 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四に規定する者

三 契約条項を示す場所

岡山市藩山町一番二〇号 岡山県道路公社業務部有料道路課

四 入札保証金

見積もった契約希望金額の百分の五以上に相当する金額を銀行振出小切手により入札開始前に納付すること。この入札保証金を返還する場合には、利息を付さない。

五 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- 1 入札に参加できない者のした入札
- 2 談合してした入札
- 3 入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札
- 4 入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明である入札
- 5 二以上の入札をした者のした入札
- 6 郵便又は電信による入札
- 7 岡山県財務規則(昭和六十一年岡山県規則第八号)第百三十五条の規定に違反する代理人のした入札

六 その他

この公告についての問い合わせ先

岡山県道路公社業務部有料道路課(電話〇八六(二三二)六七八〇)

正 誤

(三六) 平成十六年六月二十五日岡山県公告第四一一号(土地改良区役員の退任及び就任届)に誤りがあった。

五三五・上・一	公報頁・段・行
岡山市吉備津三五七	誤
岡山市吉備津三五七一	正